

国立大学法人北海道大学構内における撮影についての申し合わせ

平成 29 年 2 月 1 日

総長裁定

第 1 この申し合わせは、国立大学法人北海道大学構内における撮影についての取扱要領（以下「要領」という。）第 16 条の規定に基づき、構内の撮影に関する必要事項について定めるものとする。

第 2 撮影にあたっての遵守事項

- (1) 撮影可能時間には、搬入・搬出等の準備及び後片付けの時間を含む。
- (2) 撮影中の事故に備え、必ず損害賠償保険に加入すること。広告、ポスター、雑誌等の小規模な撮影の場合はこの限りではないが、その場合は撮影者が本学に対して、損害賠償を確約すること。

第 3 撮影当日の遵守事項

- (1) 撮影中に事故又はトラブル等が発生した場合は、被害者の救護や被害の拡大防止に努め、必要な措置を講じるとともに、直ちに社会共創部広報課に報告すること。
- (2) 本学関係者や通行人の肖像権を侵害しないよう、十分に注意すること。
- (3) 見学者等の誘導及び安全確保は、撮影責任者が責任を持って行うこと。
- (4) 車両の入構及び出構には北 13 条門を利用することとし、本学が貸与する構内入構カードをゲートにかざすこと。構内は徐行し、指定場所に駐車すること。
- (5) 撮影に必要な電源装置は撮影責任者が用意すること。
- (6) 部外者が入場するおそれがあるため、搬出入時以外は施設の扉を開放したままにしないこと。
- (7) 飲食、喫煙、トイレ等の使用は、指定された場所で行うこと。
- (8) 撮影により発生したゴミ等は、すべて持ち帰ること。
- (9) 火気の使用はできないこと。
- (10) 撮影責任者は、腕章を着用し、撮影終了後は現状復帰を行うこと。
- (11) あらかじめ許可していない撮影当日の時間若しくは場所の変更、又は付帯設備の使用等は認められないこと。

第 4 クレジットタイトル

「撮影協力 国立大学法人北海道大学」等のクレジットを必ず表記すること。その際、可能な限り本学のロゴマークを使用すること。

第 5 掲載誌等の提供

内容を確認するため、雑誌等については掲載誌、映像については記録媒体（DVD 等）を本学に提供すること。

附 則

この申し合わせは、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 30 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和 4 年 8 月 23 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。